

登米市 ファースト・ウッド



# TOME first wood

(はじめての木製品)

## デザイン募集

募集  
期間

令和4年

6月1日(水)▶6月30日(木)

宮城県登米市では、子どもたちが「木」にふれあい、「木」とともに生活することを通じ、おおらかにすくすくと成長してほしいという願いを込めて、登米市に誕生した新生児に「ファースト・ウッド (はじめての木製品)」として、市内産森林認証 (FSC) 材を活用して製作した木製品を贈呈するため、そのデザインを広く募集します。

ファースト・ウッド  
(はじめての木製品)  
贈呈対象者

令和4年4月2日～令和5年4月1日までに生まれた新生児

応募資格

どなたでも応募できます (個人またはグループ)

応募作品の要件  
及び考慮点

- (1) 本事業の目的、贈呈対象者が新生児であることを考慮したデザイン。
- (2) 作品の製作費用の目安を1点につき5,000円程度としたもの。
- (3) 作品は誤飲等の危険がない大きさ及び形状のもの。
- (4) 本事業のために独自にデザインしたもので、第三者の著作権や商標権を侵害しないデザインであるものに限ります。
- (5) 権利侵害などの問題が発生した場合、登米市では一切の責任を負いかねます。

募集方法

- (1) 作品及び応募用紙は、電子メール又は郵送で応募して下さい。
- (2) 作品は手書き又はデジタルデータで提出して下さい。
- (3) データ形式は、PDFとします。
- (4) 1作品につきデータ容量は3MB以内とします。
- (5) 用紙はA4サイズ3枚以内とします。
- (6) 応募の際は、①全体が分かる外観 ②寸法 ③作品名やデザインポイントを明記下さい。なお、③については、優秀作品発表時にデザイン作成の説明として公表する予定です。
- (7) 応募は1人2点まで、グループで応募する場合は1グループ1点までとします。

応募先

- (1) 電子メールの場合  
登米市産業経済部農林振興課林業振興係 宛て  
メールアドレス: [norinshinko@city.tome.miyagi.jp](mailto:norinshinko@city.tome.miyagi.jp)  
※メールの件名は「ファーストウッド (はじめての木製品) デザイン応募書類在中」と記載して下さい。  
※応募期限は令和4年6月30日(木)17時までとします。
- (2) 郵送の場合  
〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地  
登米市産業経済部農林振興課林業振興係 宛て  
※封筒表面に「ファーストウッド (はじめての木製品) デザイン応募書類在中」と記載して下さい。  
※応募期限は令和4年6月30日(木)必着とします。
- (3) 応募用紙は1作品ごとに添付して下さい。また、複数作品をまとめて応募する場合は、作品と応募用紙の対応が判別できるようにして下さい。  
応募用紙については、登米市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所窓口でも配布致します。
- (4) 受付通知は行いませんので、ご了承下さい。

## 審査方法及び 審査基準

別途設置する審査委員会により、最優秀賞1作品、優秀賞2作品を決定します。審査の過程、選定結果、選定理由に関する質問や異議は受け付けません。

- (1) 審査方法
  - イ 一次審査  
応募作品の中から、最終審査候補10作品程度を選出します。
  - ロ 最終審査  
最優秀賞1作品及び優秀賞2作品を決定し、最優秀作品を採用します。
- (2) 審査基準
  - イ 乳幼児が手に取って木に親しめて安全なものか。
  - ロ 複雑なデザインとならないものか。木の特性を生かしたデザインのものか。
  - ハ 成長しても大事にしたいと思えるものか。
  - ニ 公序良俗に反するものや、法令に違反するものではないか。

## 結果発表 及び賞

- (1) 公表日  
令和4年8月中旬以降  
選考結果は、受賞者に通知するとともに、市ホームページで公表予定です。  
受賞者以外の方には連絡いたしませんのでご了承下さい。
- (2) 賞  
最優秀賞1作品 木製賞状、応募作品をもとに製作した木製品、記念品(市特産品1万円相当)  
優秀賞2作品 木製賞状、記念品(市特産品5千円相当)  
その他、最終審査の対象となった応募者全員に記念品(市特産品3千円相当)を贈呈

## 採用作品 の取扱

- (1) 採用作品については、登米市ファースト・ウッド(はじめての木製品)として、登米市に誕生した新生児に贈呈します。
- (2) 採用作品の著作権・商標権、その他の知的財産権、所有権等に関する全ての権利は登米市に帰属します。採用者が未成年の場合は、市への帰属了承等のため、親権者の同意が必要です。また、その採用者は、当該作品に関し、著作権人格権を行使しないものとします。
- (3) 採用作品は、市において必要に応じ補作やデータ形式の変更等を行う場合があります。選考結果が出るまで元データは保管をお願いします。また、手書き作品が選定された場合は、登米市においてデータ化を行います。

## 個人情報 の取扱

- (1) 応募者の個人情報は、審査、本人への連絡、受賞作品の発表等に使用するものとし、本事業に関する用途以外の目的には使用しません。
- (2) 受賞者については、氏名、所在市町村名を市のホームページ等で公表します。

## 注意事項

- (1) 応募に要する費用は応募者負担となります。
- (2) 応募作品は返却しません。
- (3) 次の場合、結果発表後であっても採用を取り消す場合があります。
  - イ 公序良俗に反する場合
  - ロ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ハ 第三者の知的財産権の侵害のおそれがある場合
  - ニ その他、法令又は本募集要項に反する場合
- (4) 本要項に記載のない事項等については、別途応募者と協議することがあります。
- (5) 応募をもって本募集要項に同意したものとみなします。

主 催

登米市

後 援

東北工業大学・宮城県産業技術総合センター

お問い合わせ先

登米市産業経済部農林振興課林業振興係  
〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地  
電話：0220-34-2709  
E-mail：norinshinko@city.tome.miyagi.jp